

障発0515第6号  
令和2年5月15日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

就労系障害福祉サービス等の機能強化事業の実施について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている障害者の就労を維持・確保するため、別紙のとおり「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、障害者就労の支援体制の充実を強力に進めるため、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。ただし、実施主体は、事業の一部又は全部を外部に委託することができる。

### 3 事業の内容

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が懸念される障害者就労について、共同受注窓口の活性化、生産活動の拡大等のための支援、新たな生産活動等に取り組むための人材確保及び障害者就業・生活支援センター（生活支援）の強化により、就労系障害福祉サービス等の機能強化を図り、その支援体制の充実を進めるものである。

#### (1) 共同受注窓口活性化事業

就労継続支援事業所等を利用する障害者に対し、在宅就労等の機会を提供するため、共同受注窓口における在宅就労に係る受注拡大等に向け、必要な人材の配置、営業活動等に係る支援を実施する。

#### (2) 生産活動拡大等支援強化事業

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により生産活動が著しく滞っている就労継続支援事業所等に対し、他の生産活動への新規参入や転換などをきめ細やかに支援するため、就労継続支援事業所等に対する経営力育成支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、インターネットを活用した販路開拓支援などを実施する。

なお、本事業については、農福連携に係る取組も含むものである。

#### (3) 就労支援等障害福祉人材マッチング等支援事業

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を契機に一般企業を退職した者や新たに職を探す必要が出てきた者などを念頭に、生産活動や就労支援等の現場で活躍できる能力・意欲を持つ者と事業所とを繋げるため取り組み等を実施する。

- ① 障害福祉人材確保に関するセミナーの開催
- ② 障害福祉サービス事業の案内冊子や紹介動画の作成
- ③ 就労系障害福祉サービス事業所に特化した就職説明会の開催
- ④ ハローワークや都道府県福祉人材センター等と連携した事業所と求職者との交流会・情報交換会の開催

- ⑤ 障害福祉人材マッチングサイトの開設・運営等
- ⑥ 上記の取り組みを進める上で必要となる障害福祉サービス事業所等との連絡調整等に係る臨時的な人材の配置
- ※ ①から③の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、必要に応じ、オンラインでの開催など検討すること

#### (4) 障害者就業・生活支援センター（生活支援）強化事業

活動自粛や休業等の影響により、職業生活のリズムが崩れる恐れのある障害者に対する生活支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターに新たな人材を配置するとともに、同センターの衛生用品の購入に係る費用及び居宅等への訪問等に係る経費並びにオンラインなど遠隔での面談等に係る費用への支援など、支援体制の充実を図る。

#### 4 対象

本事業の対象となる事業所は次のアからウのとおりとする。

なお、都道府県内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。）が対象であることに留意し、都道府県は管内市町村とも連携を図って取り組むこと。

##### 3（1）及び（2）について

- ア 就労継続支援A型事業所
- イ 就労継続支援B型事業所
- ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

##### 3（3）について

- ア 就労系障害福祉サービス事業所
- イ その他障害福祉サービス事業所
- ウ 障害者就業・生活支援センターその他障害者就労支援機関
- エ 上記のほか、障害福祉分野に関わる業務を行う施設

##### 3（4）について

- 障害者就業・生活支援センター

#### 5 留意事項

3（1）、（2）にかかる事業の実施にあたっては、「工賃向上計画支援等事業の実施について」（平成24年4月11日付障発0411第5号）の別紙「工賃向上計画支援等事業実施要綱」に基づいて実施する事業とも連携を図り、事業所に対しより効果的な支援を行うこと。

3（3）にかかる事業の実施にあたっては、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付障発第0801002号）の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」別記1-18「都道府県任意事業実施要領」中の「障害

福祉のしごと魅力発信事業」とも連携を図り、事業所に対しより効果的な支援を行うこと。

#### 6 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

なお、対象事業所については、都道府県内の全ての事業所を対象としていることから、事業の実施にあたっての費用負担は、各自治体と協議の上進めること。

#### 7 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、次に掲げる費用については当該事業費の補助対象外とする。

- (1) 維持管理費、食材料費、県職員旅費
- (2) 都道府県が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用